（証券コード5461）
平 成 30 年 6 月 4 日

株　主　各　位

名古屋市中川区小碓通五丁目１番地
中部鋼鈑株式会社
代表取締役社長　重松久美男

第94回定時株主総会招集のご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第94回定時株主総会を次のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年６月21日（木曜日）午後５時15分（当社営業時間終了時）までに到着するように折り返しご送付くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1. **日　　時**　平成30年６月22日（金曜日）午前10時
2. **場　　所**　名古屋市中川区小碓通五丁目１番地
　当社　厚生会館大ホール
3. **目的事項**

報告事項
1. 第94期（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第94期（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役１名選任の件
第３号議案　当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）継続の件

以　上

◎　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎　本招集ご通知に提供すべき書類のうち、次の事項につきましては、法令および定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.chubukohan.co.jp/）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

１.連結計算書類の「連結注記表」

２.計算書類の「個別注記表」

なお、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した書類には、本招集ご通知添付書類のほか、上記ウェブサイト掲載書類も含まれております。

◎　株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.chubukohan.co.jp/）に掲載させていただきます。

【添付書類】

事　業　報　告

（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）

1.　企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の経済政策の効果により、雇用・所得環境や企業収益の改善がみられましたが、米国の保護主義政策や中国の対抗措置による影響等、先行き不透明な状況が続いております。

鉄鋼業界におきましては、自動車向け需要をはじめ、建築・土木向け需要や産業機械・建設機械向け需要が堅調に推移しましたが、原油安によるエネルギー関連需要の減少等から、当連結会計年度の国内粗鋼生産量は１億483万トンと、前年度に比べて33万トン、0.3％減となりました。

当社グループの主力セグメントである鉄鋼関連事業におきましては、産業機械・建設機械向け需要、首都圏再開発や大型物流施設等の建築向け需要が引き続き堅調に推移しました。

このような事業環境の中、効率的な生産と継続的なコスト削減、顧客ニーズへの対応に取り組んでまいりました。また、その他事業につきましてもそれぞれが積極的な営業活動を展開してまいりました。

その結果、当連結会計年度における連結業績は、売上高につきましては453億３千７百万円となり、前連結会計年度に比べ89億９千８百万円、24.8％の増収となりました。経常利益につきましては、30億４千４百万円となり、前連結会計年度に比べ１百万円、0.1％の増益となり、親会社株主に帰属する当期純利益は23億５千４百万円と前連結会計年度に比べ３億１千６百万円、15.5％の増益となりました。

セグメントの業績は次のとおりです。

（鉄鋼関連事業）

鉄鋼関連事業につきましては、堅調な需要環境を背景に主要製品である厚板の販売価格が上昇したものの、主原料である鉄スクラップ価格の高騰のほか、エネルギーや副原料、運賃等が値上がりしました。その結果、売上高は427億８千４百万円と前連結会計年度に比べ、89億２千２百万円の増収となり、セグメント利益（営業利益）は28億５千８百万円と前連結会計年度に比べ、２千９百万円の減益となりました。

(レンタル事業)

レンタル事業につきましては、フィルターレンタル枚数が増加したことにより、売上高は５億５千６百万円と前連結会計年度に比べ５百万円の増収となりましたが、人件費の増加等により、セグメント利益（営業利益）は１億１千６百万円と前連結会計年度に比べ僅かな減益となりました。

(物流事業)

物流事業につきましては、倉庫増設による取扱量増加により、売上高は４億９千７百万円と前連結会計年度に比べ９千９百万円の増収となり、セグメント利益（営業利益）は１億５千６百万円と前連結会計年度に比べ５千４百万円の増益となりました。

(エンジニアリング事業)

エンジニアリング事業につきましては、案件の着実な受注に努めましたが、売上高は14億９千８百万円と前連結会計年度に比べ２千７百万円の減収となり、セグメント損失（営業損失）は１億１千４百万円（前連結会計年度のセグメント損失（営業損失）は２千２百万円）となりました。

(2) 企業集団の設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は、12億２千２百万円で、主として受電変電所力率改善用設備、グリスフィルター洗浄工場、その他企業維持投資でありました。

(3) 企業集団の対処すべき課題

今後の経営環境につきましては、景気は緩やかな回復基調を続けているものの、米国の保護主義的な政策、中国経済の先行き、中東情勢等の地政学的リスク等、先行き不透明な状況が続くと思われます。

当社グループの主力セグメントである鉄鋼関連事業におきましては、原材料価格の変動、諸資材価格や輸送コスト上昇等、不確定な要素もあり、その動向は引き続き注視すべき状況となっております。

以上のような経営環境に対して、当社グループは18中期経営計画（2018年度～2020年度）の基本方針を「１．企業グループの事業基盤強化」、「２．鉄鋼事業の競争力強化」、「３．関係会社の収益力強化」、「４．ステークホルダーとの関係強化」に定め、中期経営目標を達成すべく、グループ一丸となって取り組みを展開してまいります。この中期経営計画のもと、当社は、新商品開発や新規需要開拓によりシェア拡大を図るとともに、高品質の製品を安定的にお客様に提供す

ることで、顧客信頼度ナンバーワンを目指し、国内唯一の厚板専業メーカーとして、市場での存在を確かなものとしてまいります。一方、激しい変化が予想される鉄鋼事業において、省人化・省力化の推進はもとより、さらなるコストダウンに挑戦し、収益力の強化を図ってまいります。また、新規事業開拓や伸長事業への積極的な投資等、企業資本の有効活用により、グループ全体の活性化と発展を目指してまいります。さらに品質保証体制の強化、環境対策の充実、耐震整備等、危機管理体制の強化を図り、事業基盤強化にも努めてまいります。

当社グループにおきましては、組織体制、コンプライアンス体制、リスク管理体制をより一層充実させることで、コーポレート・ガバナンス、内部統制の強化にも継続的に取り組み、公正で透明性の高い、社会から信頼を寄せられる経営を進め、業績の向上に努めてまいる所存でございます。

(4) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況の推移

区　　分	平成26年度 第 91 期	平成27年度 第 92 期	平成28年度 第 93 期	平成29年度 (当連結会計年度) 第 94 期
売上高(百万円)	43,390	37,662	36,338	45,337
経常利益 (百万円)	2,390	4,330	3,042	3,044
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	1,461	2,820	2,038	2,354
1株当たり 当期純利益(円)	48.71	94.71	72.07	83.89
総資産 (百万円)	60,285	61,744	64,077	67,517
純資産 (百万円)	53,334	54,751	56,521	58,417
1株当たり 純資産額(円)	1,769.46	1,906.80	2,002.91	2,069.03

② 当社の財産および損益の状況の推移

区　　分	平成26年度 第 91 期	平成27年度 第 92 期	平成28年度 第 93 期	平成29年度(当期) 第 94 期
売上高(百万円)	38,146	33,292	32,107	40,527
経常利益 (百万円)	2,074	3,994	2,751	2,705
当期純利益 (百万円)	1,298	2,632	1,897	2,155
1株当たり 当期純利益(円)	43.29	88.41	67.09	76.77
総資産 (百万円)	58,826	60,099	62,021	65,851
純資産 (百万円)	50,813	52,031	53,492	55,064
1株当たり 純資産額(円)	1,693.85	1,821.01	1,905.51	1,961.49

(注) 上記の1株当たり当期純利益は、期中の平均発行済株式総数（自己株式控除後）により算出し、また1株当たり純資産額は、期末の発行済株式総数から期末の自己株式数を控除した株式数により算出しております。

(5) 重要な子会社の状況（平成30年３月31日現在）

会　社　名	資本金	当　社　の 出資比率	主　要　な　事　業　内　容
	百万円	%	
シーケー商事 株　式　会　社	100	100.0	商事業務（鉄鋼製品、原材料、機械器具等の売買）
明徳産業株式会社	50	100.0	機械設備製作、保守整備
シーケークリーン アド株式会社	30	100.0	広告看板の企画製作、業務用厨房向グリスフィルターのレンタル
シーケー物流 株　式　会　社	30	60.0	運送・荷役事業、危険品倉庫事業

(6) 企業集団の主要な事業内容（平成30年３月31日現在）

当企業集団は主に次の事業を行っております。

① 鉄鋼関連事業
② レンタル事業
③ 物流事業
④ エンジニアリング事業

(7) 企業集団の主要な営業所および工場等（平成30年３月31日現在）

中部鋼鈑株式会社	本社・工場	名古屋市中川区小碓通五丁目１番地
	営業所	東京（東京都中央区） 大阪（大阪市西区）
シーケー商事株式会社	本社	名古屋市港区
明徳産業株式会社	本社	名古屋市中川区
シーケークリーンアド株式会社	本社	名古屋市港区
シーケー物流株式会社	本社	愛知県半田市
	事業所	名古屋市中川区

(8) 企業集団および当社の従業員の状況（平成30年３月31日現在）

①　企業集団の状況

従業員数	前期末比増減
538名	＋14名

②　当社の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
356名	＋4名	39.6歳	19.0年

2. 会社の株式に関する事項（平成30年３月31日現在）

(1) 株式数

発行可能株式総数　99,600,000株
発行済株式の総数　30,200,000株
（自己株式2,127,404株を含む）

(2) 株主数

4,527名
（うち単元未満株主数89名）

(3) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
中部鋼鈑取引先持株会	2,655,600株	9.45%
三井物産スチール株式会社	2,544,000	9.06
日鉄住金物産株式会社	1,260,000	4.48
阪和興業株式会社	956,000	3.40
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	800,000	2.84
岡谷鋼機株式会社	800,000	2.84
株式会社十六銀行	630,000	2.24
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	547,015	1.94
伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社	545,000	1.94
富士機械製造株式会社	500,000	1.78

（注）1. 当社は自己株式2,127,404株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は、発行済株式の総数から自己株式を控除して計算しており、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。
2. 株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行は、平成30年４月１日付で、株式会社三菱ＵＦＪ銀行に商号変更しております。
3. 富士機械製造株式会社は、平成30年４月１日付で、株式会社ＦＵＪＩに商号変更しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（平成30年３月31日現在）

氏　　名	地位および担当	重要な兼職の状況
重　松　久美男	代表取締役社長	
武　田　　亨	専務取締役（財務部管掌）	シーケー物流株式会社代表取締役社長
寺　本　　仁	常務取締役（製造所長）	明徳産業株式会社取締役
太　田　雅　晴	取締役相談役	
上　杉　　武	取締役（経営企画部長、総務部担当）	シーケー商事株式会社代表取締役社長
※柴　田　孝　司（注4）	取締役（営業部長、購買部担当）	
※小　島　俊　二（注1,4,6）	取締役	三井物産スチール株式会社顧問 三井物産鋼材販売株式会社社外取締役
佐　藤　　孝（注1,2）	取締役	公認会計士佐藤孝事務所所長 日医工株式会社社外監査役 岐阜信用金庫員外監事
小　林　洋　哉（注1,2）	取締役	名古屋外国語大学教授 中部飼料株式会社社外取締役
水　谷　　忠（注5）	常勤監査役	明徳産業株式会社監査役 シーケー商事株式会社監査役
梶　田　善　治	監査役	シーケークリーンアド株式会社監査役 シーケー物流株式会社監査役
稲　生　　豊（注3,7）	監査役	岡谷鋼機株式会社常勤監査役
遠　近　政　則（注3）	監査役	日鉄住金物産株式会社執行役員名古屋支店長

（注）1. 取締役　小島俊二氏、佐藤孝氏、小林洋哉氏の各氏は社外取締役であります。
2. 当社は、取締役　佐藤孝氏、小林洋哉氏の両氏を、名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査役　稲生豊氏、遠近政則氏の両氏は社外監査役であり、当社は両氏を、名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. ※印の両氏は平成29年６月22日開催の第93回定時株主総会において新たに取締役にそれぞれ選任され、就任いたしました。
5. 常勤監査役　水谷忠氏は、当社財務部門における長年の経験と財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 取締役　小島俊二氏は、平成30年３月31日付で、三井物産鋼材販売株式会社社外取締役を退任いたしました。なお、同社は平成30年４月２日付で、ＮＳＳＢ三鋼販株式会社に商号変更しております。
7. 監査役　稲生豊氏は、平成30年５月24日付で、岡谷鋼機株式会社常勤監査役を退任する予定であります。

8.　取締役　徳長幹惠氏、笠松啓二氏の両氏は、第93回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

取締役　　11名　　149百万円
監査役　　４名　　27百万円
（うち社外役員６名　　10百万円）

（注）1.　取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2.　株主総会決議（平成20年６月20日　定時株主総会決議）による報酬等の限度額（年額）は次のとおりであります。
取締役　　250百万円（うち社外取締役10百万円）
監査役　　60百万円
3.　当事業年度末日現在の人員は、取締役９名、監査役４名であります。取締役および監査役の報酬等の額に記載の人員と当事業年度末日現在の人員数が相違しているのは、第93回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した取締役２名が含まれるためであります。

(3) 社外役員に関する事項

①　重要な兼職先と当社との関係

区　分	氏　　名	重要な兼職先と当社との関係
取締役	小　島　　俊　二	三井物産スチール株式会社顧問（同社は当社と販売における取引先関係にあり、当社の株主順位第２位であります。） 三井物産鋼材販売株式会社社外取締役（同社と当社との間には、特別な関係はありません。）
取締役	佐　藤　　孝	公認会計士佐藤孝事務所所長（同所と当社との間には契約もなく、特別な関係はありません。） 日医工株式会社社外監査役、岐阜信用金庫員外監事（同社及び同庫と当社との間には、特別な関係はありません。）
取締役	小　林　　洋　哉	名古屋外国語大学教授（同大学と当社との間には契約もなく、特別な関係はありません。） 中部飼料株式会社社外取締役（同社と当社との間には、特別な関係はありません。）
監査役	稲　生　　豊	岡谷鋼機株式会社常勤監査役（同社は当社と販売、購買における取引先関係にあり、当社の株主順位第５位であります。）
監査役	遠　近　　政　則	日鉄住金物産株式会社執行役員名古屋支店長（同社は当社と販売、購買における取引先関係にあり、当社の株主順位第３位であります。）

当事業年度における取締役会および監査役会への出席状況ならびに発言状況

区　分	氏　　名	出席状況	発言状況
取締役	小島　俊二	取締役会11回／11回（100%）	商社における豊富な経験と幅広い見識を活かし、審議に関して適宜質問をし、意見を述べております。
取締役	佐藤　　孝	取締役会12回／14回（86%）	公認会計士としての専門的見地と独立役員としての立場から、適宜、必要な発言を行っております。
取締役	小林　洋哉	取締役会14回／14回（100%）	大学で法学教授を務め、法律に関する専門的見地と独立役員としての立場から、適宜、必要な発言を行っております。
監査役	稲生　　豊	取締役会14回／14回（100%） 監査役会14回／14回（100%）	商社における豊富な経験と幅広い見識を活かし、独立役員としての立場から、適宜、必要な発言を行っております。
監査役	遠近　政則	取締役会14回／14回（100%） 監査役会14回／14回（100%）	商社における豊富な経験と幅広い見識を活かし、独立役員としての立場から、適宜、必要な発言を行っております。

（注）　取締役　小島俊二氏の出席状況は、平成29年６月22日取締役就任以降の出席回数であります。

③　責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額としております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等　　25百万円

（注） 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。

② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額　　28百万円

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(4) 非監査業務の内容

「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に係る特例の認定申請に関する手続業務

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社都合の場合のほか、会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合および公序良俗に反する行為があったと判断した場合、監査役会は会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、「業務の適正を確保するための体制」として取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

① 当社および子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

ア．当社および当社グループの全役職員の行動規範として「コンプライアンス規程」を制定し、その実践と徹底を通じて適切な業務運営とコンプライアンス重視の企業風土づくりに努める。

イ．取締役会において決定された経営方針に従い、取締役は職務権限規程等に基づき担当業務を統括・執行し、その結果を常勤の役員で構成する会議および取締役会に報告する。

ウ．当社および当社グループは「内部通報制度」を制定し、継続的かつ安定的に発展する上でその妨げとなる法令違反や社内不正などを防止し、または早期発見して是正する。

エ．内部監査室は、当社および当社グループのコンプライアンスの状況を定期的に監査し、常勤の役員で構成する会議ならびに監査役に報告する。

オ．当社および当社グループは、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また、不当な要求に対しては組織全体として毅然とした対応をとる。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役は社内規程に基づき、各種会議の議事録を作成するとともに重要な職務の執行および決裁に係る情報の保存・管理を文書管理規程に基づき実施する。また、監査役の求めに応じ常時閲覧できる体制とする。

③ 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ア．当社は、当社および当社グループのリスク管理について定めるリスクマネジメント規程を制定し、グループ全体のリスクマネジメントの実践を通じ、事業の継続・安定的な発展を図っていく。

イ．取締役は管掌または担当部門を指揮し、想定されるリスクに対し必要に応じて社内規程等を作成・配布し、教育および内部監査を実施することにより、損失の危険を予防・回避する。

ウ．取締役は損失の危険に際しては、速やかに常勤の役員で構成する会議ならびに監査役に報告し、対処する。

④ 当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ア．重要な経営事項に関しては、常勤の役員で構成する会議で審議する。

イ．取締役会は代表取締役およびその他の業務執行を担当する取締役の職務分担に基づき、その業務の執行を行わせる。

ウ．当社および当社グループは経営計画を策定し、常勤の役員で構成する会議および取締役会において定期的にその進捗状況の確認を行うとともに、経営環境の変化に対応するために、必要に応じてその見直しを行う。

エ．監査役は各種の重要な会議に出席し意見を述べることとする。

オ．当社は子会社管理の基本方針等について定めた関係会社管理規程を制定し、グループ経営の適正かつ効率的な運営を行う。

⑤ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制ならびにその他の当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

ア．当社は関係会社管理規程に基づき、子会社の経営内容やその他の重要な情報について、定期的に報告を受ける。

イ．当社から子会社の取締役および監査役を派遣し、取締役は子会社の取締役の職務執行を監視・監督する。また、社内規程に基づき、子会社所管部門が管理・監督を行う。

ウ．子会社はそれぞれの規模、事業の性質、機関の設計その他会社の個性および特質を踏まえた内部統制システムを整備する。

エ．グループ間の取引等においては、法令その他社会規範に照らし適切に運用する。

オ．財務報告の適正性を確保するための体制の整備、構築を図る。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびに当該使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

ア．当社は監査役の職務を補助する使用人を置いていないが、監査役から求められた場合には、取締役は補助する使用人を指名する。

イ．前項の具体的な内容は、監査役の意見を聴取し、職務内容を十分に考慮した上で、取締役と監査役が意見交換して決定する。

ウ．当該使用人の人事・業務評価に際しては、監査役の同意を得ることとする。

エ．当該使用人は監査役の職務を補助する業務に関し、監査役の指揮命令下に置くものとする。

⑦ 当社および子会社の取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

ア．当社および当社グループの取締役および使用人は、下記の事項について監査役の出席する会議において報告する。また、監査役の求めに応じて随時報告する。

・会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実

・取締役および使用人の職務遂行に関して不正行為、法令・定款に違反する重大な事実が発生するおそれもしくは発生した場合はその事実

イ．当社および当社グループは、前号に従い監査役への報告を行った役職員に対して、不利益な取扱いを行うことを禁じる。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

ア．監査役と代表取締役、会計監査人は定期的に会合を持ち、監査上の重要課題等について意見交換を行う。また、重要事項につき、監査役が適宜意見を述べる機会を確保する。

イ．当社は、監査役が職務を執行するための費用等について、毎年予算を設けるものとする。

ウ．当社は、監査役がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用等を処理する。

⑵ 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 内部統制システム全般

当社は「企業行動規範」を定め、社内体制の整備とコンプライアンスに基づいた企業活動に努めております。また、内部統制システム基本方針に基づき、企業経営および業務全般において内部統制活動に対する意識を高めるための教育・啓蒙活動を随時実施しております。

② コンプライアンス

当社および当社グループの全役職員の行動規範として制定した「コンプライアンス規程」の周知徹底を通じて、グループ全体における健全かつ適切な業務運営に努めております。その一環として、「コンプライアンスニュース」を発行し、全役職員のコンプライアンス意識・知識向上および違反予防等を図っております。

また、当社および当社グループは不正の早期発見と不祥事等の未然防止を目的とした「内部通報制度」を制定・整備し、社内外に相談・通報窓口を設け内部監査室が適切に運用すると共に、その仕組みおよび制度について業務週報に掲載し、定期的に役職員に周知しております。

③ リスク管理体制

当社は、「リスクマネジメント規程」に基づき、当社および当社グループが被る損失または不利益を最小限とするために、製品・サービスの品質確保、安全性の確保、環境の維持・向上、廃棄物の適正管理を経営上の最優先事項としており、それらに対応するリスクの類型ごとに関連するマネジメントシステムを整備し、運用しております。

特に当社においては、品質・環境・防災および安全に関連する項目を主要リスクとし、品質・環境については、それぞれに関連する国際規格（ISO9001,ISO14001）を取得し、マネジメントレビューを通じて社内体制の監査を実施すると共に改善につなげております。防災・安全については、「防災管理委員会」において防災訓練や防火設備点検等を計画・実施し、また「中央安全衛生委員会」において安全状況報告や各種の安全衛生推進対策等を検討・実施しております。

なお、重要なリスクの発生が懸念される場合には、必要に応じて、可及的速やかに常勤役員会を開催し審議する旨を取り決め、さらに重要度に応じて取締役会に付議する体制を整備しております。

④ 監査役の監査体制

当社の監査役は、月１回以上、監査役会を定時ないし臨時に開催し、情報交換を行い、取締役会、常勤役員会等重要な会議に出席しております。また、会計監査人をはじめ必要な部門での意見交換および稟議書等を常時閲覧することにより、監査の実効性の向上を図っております。

6. 会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容の概要

当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買が認められている以上、当社取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる敵対的買収であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主の皆様の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、当社および当社グループの経営にあたっては電炉厚板製造に係わる高い技術力と幅広いノウハウ、豊富な経験、ならびに顧客・取引先および従業員等のステークホルダーとの間に長年にわたって築いてきた緊密な関係等への十分な理解と配慮が不可欠であり、これらに関する十分な理解がなくては、将来実現することのできる株主価値を適正に判断することはできないものと考えております。

当社としては、当社株式に対する大規模買付が行われようとした際に、株主の皆様に当該大規模買付に応じるべきか否かをご判断いただくために、買付を行おうとする者からの必要十分な情報の提供と、当社取締役会による評価を行うべき期間が与えられるようにしたうえで、株主の皆様が熟慮に基づいた判断を行うことができるような体制を確保するとともに、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう大規模買付行為に対しては、必要かつ相当の対抗措置を講ずることが当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資するものと考えております。

(2) 基本方針実現のための取組みの概要

① 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、国内唯一の電炉厚板専業メーカーとして、国内希少備蓄資源のひとつである鉄スクラップを主原料に、長年にわたり培ってきた高度な操業技術で、一般的に高炉品種とされている厚板製造を、電炉操業により可能にすることで、環境負荷の軽減、循環型社会の発展に貢献しています。また、短納期、小ロット、多品種生産を可能とする電炉の特性を活かし、高炉を補完するかたちで市場における需要家ニーズに応え続けており、当社のオリジナル製品である被削性改良鋼板やレーザー切断用鋼板は、市場においてその性能に高い評価を受けております。さらに、営業面においては、受注生産体制に徹することで、受注した製品をタイムリーに生産出荷することができ、需要家との間で堅い信頼関係が構築され、安定受注が維持

されています。
　また、当社経営と従業員との関係についても、「人を基本とする経営の実践」という経営理念に支えられた極めて良好な関係にあり、企業価値形成の源泉になっております。

②　基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

　当社は、平成27年５月21日開催の取締役会において、買付を行おうとする者が具体的買付行為を行う前に経るべき手続きを示した「当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」の継続を決議し、同年６月19日開催の第91回定時株主総会において、株主の皆様のご了承をいただきました。本対応方針は、当社取締役会が代替案を含め買収提案を検討するために必要十分な情報と相当な期間を確保することにより、株主の皆様が買収提案に関し、熟慮に基づいた判断を行えるようにすること、加えて、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を毀損することとなる悪質な株式等の大量買付を阻止することを目的としております。
　本対応方針は、平成17年５月27日付の経済産業省・法務省の「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の３つの原則に準拠し、かつ、平成20年６月30日付の企業価値研究会の「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえて設計されたものであります。
　また、議決権割合が20％以上となる当社株式等の買付を行おうとする者の買収提案が当社の設定する大規模買付ルールに定める要件（必要かつ十分な情報の提供および評価期間の経過）を満たすときは、取締役会が仮に大規模買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示等を行う可能性は排除しないものの、原則として対抗措置は講じません。大規模買付行為の提案に応じるか否かは株主の皆様が、ご判断いただくこととなります。対抗措置のひとつとしての新株予約権の無償割当ては、１）当該大規模買付行為が当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる類型に該当する場合、および２）大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合に限られます。
　さらに、本対応方針を適正に運用し、取締役会による恣意的判断を防止するため、当社取締役会から独立した機関として社外有識者から構成される独立委員会を設置しており、取締役会は大規模買付者による大規模買付ルールの遵守の有無、対抗措置を発動することの適否等について必ず同委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重す

ることとしております。

なお、本対応方針は、平成30年の当社第94回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件として継続するものとし、その継続後の有効期間は、当社第94回定時株主総会後３年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。ただし、有効期間の満了前であっても、株主総会または取締役会により本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止されるものとしております。

また、当社は、本対応方針の変更を行うことがあります。その場合には、その内容について、適時適切な開示を行います。

(3) 具体的取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

上記（2）①に記載した取組みは、当社グループの企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるための方策であり、当社の基本方針に沿うものです。

また、上記（2）②に記載した対応方針は、大規模買付行為を受け入れるか否かが最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきことを大原則としつつ、株主の皆様の共同の利益を守るために大規模買付者に大規模買付ルールを遵守することを求め、一定の場合には、必要に応じて株主の皆様にご承認いただくことのある対抗措置の発動を行おうとするものです。本対応方針は当社取締役会が対抗措置を発動する場合を詳細に開示しており、当社取締役会による対抗措置の発動は本対応方針の規定に従って行われます。当社取締役会は単独で本対応方針の発効・延長を行うことはできず、その発効および延長は株主の皆様のご承認を必要とします。また、大規模買付行為に関して当社取締役会が対抗措置をとる場合など、本対応方針に係る重要な判断に際しては、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会に諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされています。同委員会は当社の費用において必要に応じて外部専門家等の助言を得ることができます。さらに、本対応方針の継続については株主の皆様のご承認をいただくこととなっており、その内容において、公正性・客観性が担保される工夫がなされている点において、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであり、当社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

（注） 本事業報告中の記載数字は、金額については表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

平成30年３月31日現在

科目	金額	科目	金額
	百万円		百万円
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**39,540**	**流動負債**	**8,008**
現金及び預金	6,482	支払手形及び買掛金	5,789
受取手形及び売掛金	16,142	未払金	541
有価証券	9,804	未払法人税等	756
たな卸資産	6,831	未払消費税等	244
繰延税金資産	185	賞与引当金	402
その他流動資産	93	役員賞与引当金	4
		その他流動負債	269
固定資産	**27,976**	**固定負債**	**1,090**
有形固定資産	**22,306**	役員退職慰労引当金	10
建物及び構築物	8,005	退職給付に係る負債	978
機械及び装置	12,001	その他固定負債	101
車両運搬具・工具器具備品	470		
土地	1,752	**負債合計**	**9,099**
建設仮勘定	70	（純資産の部）	
その他有形固定資産	5	**株主資本**	**57,398**
		資本金	5,907
無形固定資産	**123**	資本剰余金	4,668
		利益剰余金	47,867
		自己株式	△1,044
投資その他の資産	**5,546**	**その他の包括利益累計額**	**684**
投資有価証券	4,644	その他有価証券評価差額金	752
退職給付に係る資産	8	為替換算調整勘定	8
繰延税金資産	250	退職給付に係る調整累計額	△76
その他投資	644	**非支配株主持分**	**334**
貸倒引当金	△2	**純資産合計**	**58,417**
資産合計	**67,517**	**負債及び純資産合計**	**67,517**

（注）　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結損益計算書

平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで

科目	金額	
	百万円	百万円
売上高		45,337
売上原価		37,830
売上総利益		7,506
販売費及び一般管理費		4,489
営業利益		3,016
営業外収益		
受取利息及び配当金	92	
その他営業外収益	86	178
営業外費用		
支払利息	5	
その他営業外費用	145	151
経常利益		3,044
特別利益		
固定資産売却益	57	
投資有価証券売却益	430	
投資有価証券清算益	5	
補助金収入	0	494
特別損失		
投資有価証券評価損	20	
会員権売却損	1	
会員権償還損	1	22
税金等調整前当期純利益		3,516
法人税、住民税及び事業税	1,169	
法人税等調整額	△49	1,119
当期純利益		2,396
非支配株主に帰属する当期純利益		41
親会社株主に帰属する当期純利益		2,354

（注）　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結株主資本等変動計算書

平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで
（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	5,907	4,668	46,018	△1,044	55,548
当期変動額					
剰余金の配当			△505		△505
親会社株主に帰属する当期純利益			2,354		2,354
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	1,849	△0	1,849
当期末残高	5,907	4,668	47,867	△1,044	57,398

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	825	4	△151	678	294	56,521
当期変動額						
剰余金の配当						△505
親会社株主に帰属する当期純利益						2,354
自己株式の取得						△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△72	4	74	6	40	46
当期変動額合計	△72	4	74	6	40	1,895
当期末残高	752	8	△76	684	334	58,417

（注） 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

貸借対照表

平成30年３月31日現在

科目	金額	科目	金額
	百万円		百万円
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**38,525**	**流動負債**	**9,941**
現金及び預金	6,022	買掛金	5,139
売掛金	15,804	短期借入金	2,656
有価証券	9,804	未払金	772
製品	2,615	未払費用	107
原材料	1,852	未払法人税等	666
仕掛品	1,143	未払消費税等	204
貯蔵品	1,068	預り金	32
前払費用	53	賞与引当金	300
繰延税金資産	129	その他流動負債	62
その他流動資産	30		
		固定負債	**845**
固定資産	**27,326**	退職給付引当金	816
有形固定資産	**20,210**	その他固定負債	29
建物	6,130	**負債合計**	**10,787**
構築物	794	（純資産の部）	
機械及び装置	11,931	**株主資本**	**54,360**
車両及び運搬具	36	**資本金**	**5,907**
工具器具及び備品	384	**資本剰余金**	**4,668**
土地	917	資本準備金	4,668
建設仮勘定	15		
		利益剰余金	**44,830**
無形固定資産	**55**	利益準備金	348
ソフトウェア	46	その他利益剰余金	44,482
その他無形固定資産	8	特別償却準備金	109
		別途積立金	36,000
投資その他の資産	**7,060**	繰越利益剰余金	8,372
投資有価証券	4,490		
関係会社株式	198	**自己株式**	**△1,044**
長期前払費用	126		
繰延税金資産	124	**評価・換算差額等**	**703**
賃貸不動産	1,921	その他有価証券評価差額金	703
その他投資	200	**純資産合計**	**55,064**
貸倒引当金	△1		
資産合計	**65,851**	**負債及び純資産合計**	**65,851**

（注） 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

損益計算書

平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで

科目	金額	
	百万円	百万円
売上高		40,527
売上原価		33,987
売上総利益		6,540
販売費及び一般管理費		3,828
営業利益		2,711
営業外収益		
受取利息及び配当金	91	
その他営業外収益	184	275
営業外費用		
支払利息	6	
その他営業外費用	275	282
経常利益		2,705
特別利益		
投資有価証券売却益	430	
投資有価証券清算益	5	
補助金収入	0	436
特別損失		
投資有価証券評価損	20	
会員権償還損	1	21
税引前当期純利益		3,120
法人税、住民税及び事業税	1,022	
法人税等調整額	△57	964
当期純利益		2,155

（注）　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

株主資本等変動計算書

平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで
（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
					特別償却準備金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	5,907	4,668	4,668	348	146	36,000	6,685	43,180
当期変動額								
剰余金の配当							△505	△505
特別償却準備金の取崩					△36		36	－
当期純利益							2,155	2,155
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	－	－	－	－	△36	－	1,686	1,649
当期末残高	5,907	4,668	4,668	348	109	36,000	8,372	44,830

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△1,044	52,710	781	781	53,492
当期変動額					
剰余金の配当		△505			△505
特別償却準備金の取崩		－			－
当期純利益		2,155			2,155
自己株式の取得	△0	△0			△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△78	△78	△78
当期変動額合計	△0	1,649	△78	△78	1,571
当期末残高	△1,044	54,360	703	703	55,064

（注）　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年５月11日

中部鋼鈑株式会社
　取締役会御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　加　藤　浩　幸　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　時々輪　彰　久　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、中部鋼鈑株式会社の平成29年４月１日から平成30年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、中部鋼鈑株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年５月11日

中部鋼鈑株式会社
　取締役会御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　加　藤　浩　幸　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　時々輪　彰　久　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、中部鋼鈑株式会社の平成29年４月１日から平成30年３月31日までの第94期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成29年４月１日から平成30年３月31日までの第94期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年５月14日

中部鋼鈑株式会社　監査役会

常勤監査役　水谷　忠　㊞

監査役　梶田善治　㊞

社外監査役　稲生　豊　㊞

社外監査役　遠近政則　㊞

以　上

【株主総会参考書類】

議案および参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社は、利益配分につきましては、安定的な配当に意を払いつつ、業績に見合った弾力的な配当を実施していくことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の事業環境などを総合的に勘案し、１株につき普通配当金10円とさせていただきたいと存じます。

これにより、中間配当金９円を含め当期の年間配当金は１株につき金19円となります。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式１株につき金10円　　総額280,725,960円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年６月25日

第２号議案　取締役１名選任の件

経営体制の強化を図るため、取締役を増員することとし、新たに１名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

氏　　名 （生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
古村伸治 （昭和36年９月１日生） 新任	昭和59年４月　当社入社 平成20年６月　当社製造部長 平成22年６月　明徳産業㈱取締役 平成27年４月　当社生産技術部長 平成27年６月　当社参与生産技術部長 平成27年６月　シーケー物流株式会社取締役（現任） 平成28年６月　当社参与製造所副所長 平成30年４月　当社参与製造所副所長兼製鋼工場長（現任）	10,300株

［取締役候補者とした理由］

古村伸治氏は、当社において長年にわたり製鋼・技術部門に従事し、当社の技術に精通しており、またグループ会社の経営に参画するなど、その豊富な経験と製造管理・生産技術に関する知見を経営に活かせると判断し、取締役候補者としました。

（注）候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第３号議案　当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）継続の件

当社は、平成27年６月19日開催の第91回定時株主総会において、「当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」（以下「本対応方針」といいます。）の継続についてご承認をいただきましたが、その有効期間が、本総会の終結の時をもって満了となりますことから、本内容や継続について検討を重ね、平成30年５月18日開催の当社取締役会において、本総会で株主の皆様のご承認を得られることを条件として、本対応方針について継続導入することを決議いたしました。

なお、当社は買収防衛策について、平成20年６月の導入以降、買収防衛策をめぐる諸々の動向も踏まえつつ毎年見直しの検討を行ってまいりましたが、買収防衛策の制度内容に関してほぼ確立されてきたこと、有効期間の満了前であっても、株主総会や取締役会の決議をもって廃止することができることなどを総合的に勘案し、平成24年６月の導入より本対応方針の有効期間を３年としております。

本対応方針は、平成17年５月27日付の経済産業省・法務省の「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の３つの原則に準拠し、かつ、平成20年６月30日付の企業価値研究会の「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえて設計されたものであります。

当社グループの企業価値・株主共同の利益を引き続き確保・向上させていくため、本対応方針の継続導入につきまして株主の皆様にご審議いただき、当社定款の規定に基づき、ご承認をお願いするものであります。

記

Ⅰ．当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買が認められている以上、当社取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主の皆様の意思に基づき行われるべきものと考えています。

しかしながら、当社および当社グループの経営にあたっては、電炉厚板製造に係わる高い技術力と幅広いノウハウ、豊富な経験、ならびに顧客・取引先および従業員等のステークホルダーとの間に長年にわたって築いてきた緊密な関係等への十分な理解と配慮が不可欠であり、これらに関する十分な理解がなくては、将来実現することのできる株主価値を適正に判断することはできないものと考えます。

当社グループが構築してきたコーポレートブランド、企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させていくためには、企業価値の源泉（注）を維持するとともに、当社の掲げる経営計画を実行していくことが必要不可欠であり、これらが当社の株式の大規模買付行為を行う者により中長期的に確保され、向上させられるのでなければ、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。さらに外部者である買収者からの大規模買付行為の提案を受けた際には、当社グループの企業価値の源泉、有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果その他当社グループの企業価値を構成する事項等、さまざまな事項を適切に把握したうえで、当該買付が当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益におよぼす影響度を判断する必要があります。

当社としては、当社株式に対する大規模買付が行われようとした際に、株主の皆様に当該大規模買付に応じるべきか否かを判断いただくために、買付を行おうとする者からの必要十分な情報の提供と当社取締役会による評価を行うべき期間が与えられるようにしたうえで、株主の皆様が熟慮に基づいた判断を行うことができるような体制を確保することが、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資するものと考えております。

当社取締役会は、当社株式に対する大規模買付行為が行われようとした際には、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様に判断いただくために、また、必要あるときは、当社取締役会が株主の皆様に代替案を提案することができるようにするために、必要な情報を入手し、その評価のための時間を確保し、ひいては株主の皆様のために買収者と交渉を行うこと等を可能とする枠組みが、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に反する大規模買付を抑止するために必要不可欠であり、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう大規模買付行為に対しては、当社は必要かつ相当の対抗措置をとることにより、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。（以上の当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針について、以下「本基本方針」といいます。）

注：企業価値の源泉

当社グループの企業価値の源泉は、国内唯一の電炉厚板専業メーカーとして、国内希少備蓄資源のひとつである鉄スクラップを主原料に、長年にわたり培ってきた高度な操業技術で、一般的に高炉品種とされている厚板製造を、電炉操業により可能にすることで、環境負荷の軽減、循環型社会の発展に貢献していることにあります。また、短納期、小ロット、多品種生産を可能とする電炉の特性を活かし、高炉を補完するかたちで市場における需要家ニーズに応え続けており、当社のオリジナル製品である被削性改良鋼板やレーザー切断用鋼板は、市場においてその性能に高い評価を受けております。さらに、営業面においては、受注生産体制に徹することで、受注した製品をタイムリーに生産出荷することができ、需要家との間で堅い信頼関係が構築され、安定受注が維持されています。

当社経営と従業員の関係は、「人を基本とする経営の実践」という経営理念に支えられた極めて良好な関係にあり、企業価値形成の源泉になっております。

Ⅱ．本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策））

1.　当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）設定の目的

昨今のわが国資本市場における企業買収などの状況を鑑み、今後当社の経営の基本方針に重大な影響を与える買収提案が行われる可能性を否定できません。当社は上場会社（名古屋証券取引所に上場）として、そのような買収提案があった場合、特定の者による当社株式の大規模買付行為を受け入れるか否かは、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきものと認識しております。

しかしながら、株式の大規模買付行為の中には、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するものが存在します。経営を一時的に支配して当社の有形・無形の重要な資産を買付者またはそのグループ会社等に委譲させることを目的とするものなど、真に経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ、高値で当社株式を当社またはその関係者に引き取らせることを目的とするもの、当社の将来にわたる持続的発展に必要な資金投入等を犠牲にして、一時的な高配当を実現することを目的とするものなどがあります。

このような状況下、当社は株主の皆様に当該大規模買付行為に応じるべきか否かを判断していただくために、大規模買付者から必要な情報の提供を受け、当社取締役会がその評価を行うための時間が与えられたうえで、株主の皆様が熟慮に基づいた判断を行うことができるような体制を確保することが重要と考えております。また、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう大規模買付行為に対しては、その時点で必要かつ相当の対抗措置をとるために、あらかじめ対応方針（買収防衛策）を設定し、これを株主の皆様に承認いただくことが必要であると判断したものであります。

当社は、本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、以下に定める内容の合理的なルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定いたします。

なお、Ⅱ．に記載する当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）を以下「本対応方針」といいます。

2.　本対応方針の対象

本対応方針は、特定株主グループ（注１）の議決権割合（注２）を20％以上とすることを目的とする当社株式等（注３）の買付行為または結果として特定株主グループの議決権割合が20％以上となる当社株式等の買付行為（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。）を適用対象とします。

但し、あらかじめ当社取締役会が同意した買付行為は、本対応方針の適用対象からは除外いたします。

本対応方針の適用を受ける買付行為を以下「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を以下「大規模買付者」といいます。

注１：特定株主グループとは、

（ⅰ）当社の株式等（金融商品取引法（以下、「本法」といいます。）第27条の23第１項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同条第３項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）およびその共同保有者（同条第５項に規定する共同保有者をいい、同条第６項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）ならびに当該保有者との間でまたは当該保有者の共同保有者との間で保有者・共同保有者間の関係と類似した一定の関係にある者（以下「準共同保有者」といいます。）

または、

（ⅱ）当社の株式等（本法第27条の２第１項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同項に規定する買付け等をいい、競売買の方法によるか否かを問わず金融商品取引所有価証券市場において行われるものを含みます。）を行う者およびその特別関係者（同条第７項に規定する特別関係者をいいます。）

を意味します。

注２：議決権割合

（ⅰ）特定株主グループが、注１の（ⅰ）記載の場合は、①保有者の株式等保有割合（本法第27条の23第４項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株式等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も計算上考慮されるものとします。）と、②当該保有者の準共同保有者の株式等保有割合とを合わせた割合（①と②を合算するにあたって、①と②との間で重複する保有株式等の数については、控除するものとします。）

（ⅱ）特定株主グループが、注１の（ⅱ）記載の場合は、当該大規模買付者および当該特別関係者の株式等所有割合（本法第27条の２第８項に規定する株券等所有割合をいいます。）を合計した割合を意味します。各株式等保有割合および各株式等所有割合の算出にあたっては、総議決権の数（本法第27条の２第８項に規定するものをいいます。）および発行済株式の総数（本法第27条の23第４項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注３：株式等とは、本法第27条の23第１項に規定する株券等を意味します。

3.　大規模買付ルールの内容

(1) 情報の提供

当社が設定する大規模買付ルールは、①大規模買付者が当社取締役会に対して大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を事前に提供し、②当社取締役会による評価期間が経過した後にはじめて大規模買付行為を開始する、というものです。

具体的には、まず、大規模買付者には、当社代表取締役宛に、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先および行おうとする大規模買付行為の概要を明示したうえ、大規模買付ルールに従う旨の「意向表明書」をご提出いただき、当社が意向表明書を受領した場合には、その旨を適時適切な方法により開示いたします。

また、意向表明書をご提出いただいたうえで、その後当社取締役会に対して、当社株主の皆様の判断および当社取締役会として

の意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を提供していただきます。なお、意向表明書および本必要情報における使用言語は日本語に限るものとします。

当社取締役会は、意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者から当初ご提供いただくべき本必要情報のリストを当該大規模買付者に交付します。

また、上記の本必要情報の以下に記載した具体的内容のリストに従い大規模買付者から当初提供していただいた情報のみでは、当該大規模買付行為の内容および態様等に照らして、株主の皆様のご判断または当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、追加して大規模買付情報の提供を求めることの適否ならびに追加して提供を求める大規模買付情報の種類および範囲について独立委員会（別紙２参照）に諮問し、同委員会からの勧告を最大限尊重して当社取締役会が別途請求する追加の情報を大規模買付者から提供していただきます。

本必要情報の具体的内容は、大規模買付者の属性、大規模買付行為の目的および内容によって異なりますが、一般的な項目の一部は以下のとおりです。

① 大規模買付者およびそのグループ（共同保有者、準共同保有者および特別関係者を含みます。）の詳細（大規模買付者の事業内容、資本構成、財務内容、当社および当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）

② 大規模買付行為の目的、方法および内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等および関連する取引の実現可能性等を含みます。）

③ 当社株式の取得対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報、大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容等）および取得資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）

④ 当社および当社グループの経営に参画した後に想定している経営者候補に関する情報（当該各候補者が当社および当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、ならびに経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等の基本情報

⑤　当社および当社グループの取引先、顧客、従業員、地域関係者等のステークホルダーと当社および当社グループとの関係に関し、大規模買付行為完了後に予定する変更の有無およびその内容

⑥　その他当社取締役会、本件大規模買付行為に関し当社が委嘱した外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。以下、「外部専門家等」といいます。）等が合理的に必要と判断する情報

なお、大規模買付行為の提案があった事実および当社取締役会に提供された本必要情報は、株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

(2) 取締役会による評価期間

次に、当社取締役会は、大規模買付者が当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、原則として、取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のために60日を超えない期間を取締役会評価期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。取締役会評価期間は、買付の目的、対価の種類、買付方法等、大規模買付行為の評価の難易度に応じて設定しますが、設定後必要に応じて取締役会評価期間が最大90日間となるまで延長できるものとします。大規模買付行為は、取締役会評価期間の満了後にのみ開始されるものとします。当社取締役会は、本必要情報の提供が完了した場合には、速やかにその旨および取締役会評価期間が満了する日を開示します。また、取締役会評価期間を延長する場合には、延長期間とその理由を速やかに開示します。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、必要に応じて外部専門家等の助言を求め、また社外取締役や監査役の意見も十分に考慮するとともに、独立委員会（別紙２参照）の意見を求め、その勧告を十分に尊重して、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、適時適切な開示を行います。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉したり、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

4.　大規模買付行為がなされようとした場合における対応方針

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会が仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説明等を行う可能性は排除しないものの、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。大規模買付行為の提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該大規模買付行為に関する大規模買付情報およびそれに対する当社取締役会意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。

但し、大規模買付者が真摯に合理的な経営を目指すものではなく、大規模買付者による支配権取得が、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合には、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保しまた向上させるために必要かつ相当な対抗措置を講じることがあります。具体的には以下に掲げるいずれかの類型に該当すると判断される場合または該当すると客観的合理的に疑われる事情が存する場合には、原則として、当該大規模買付行為は当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合に該当するものと考えます。

当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる類型

① 真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を当社関係者に引き取らせる目的で当社株式の買付を行おうとしている場合

② 当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に委譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社株式の買付を行おうとしている場合

③ 当社の経営を支配した後に、当社が合理的な理由をもって使用していない当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株式の買付を行おうとしている場合

④ 当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高価売り抜けをする目的で当社株式の買付を行おうとしている場合

⑤ 大規模買付者の提示する当社株式の買付方法が、最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不

利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等の当社株式の買付を行おうとしている場合（いわゆる強圧的二段階買収）

⑥　大規模買付者の経営陣または主要株主もしくは出資者に反社会的勢力と関係を有するものが含まれている場合等、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠を持って判断される場合

⑦　その他①ないし⑥に準ずる場合で、当社ならびに当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が、大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法令または当社定款により認められる措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否かおよび対抗措置の発動の適否は、独立委員会の勧告を得て当社取締役会が決定します。

対抗措置のひとつとして新株予約権の無償割当てを行う場合の概要は、別紙１のとおりです。

5.　株主および投資家に与える影響等

(1) 大規模買付ルールの設定が株主および投資家に与える影響

大規模買付ルールは、株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報また現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を株主の皆様に提供し、さらには、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保証することを目的としています。これにより、株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが株主の皆様の共同の利益の保護につながるものと考えます。したがいまして、大規模買付ルールの設定は、当社株主および投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、当社株主および投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記Ⅱ．４.において記載しましたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主および投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。（平成30年３月31日現在の当社大株主（上位10名）は別紙４のとおり

です。）

(2) 対抗措置発動が株主に与える影響

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、株主の皆様の共同の利益を守ることを目的として、会社法その他の法令または当社定款により認められている対抗措置をとることがあります。当該対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合、割当て時においては、当社株主の皆様が保有する当社株式１株当たりの価値の希釈化は生じますが、当社株主の皆様が保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じないことから、株主および投資家の皆様の法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。さらに、この場合において、当社は大規模買付者に新株予約権の無償割当てを行わず、またはこれを行っても大規模買付者に割当てられた新株予約権の行使を認めないことがあります。しかしながら、いずれの場合にも、大規模買付者以外の株主には、新株予約権が無償で割当てられ、かつ、その行使が認められていますので、上記のとおり、当該新株予約権を行使すれば保有する当社株式１株当たりの価値の希釈化は生じるものの、当社株主の皆様が保有するすべての当社株式の価値の希釈化は生じません。

なお、当社は対抗措置として新株予約権の無償割当ての決議を行った後でも、例えば大規模買付者が買付を撤回した等の事由により新株予約権の行使期間の前日までに新株予約権の無償割当てを中止することがあります。この場合、当社株式１株当たりの価値の希釈化は生じませんので、当社株式１株当たりの価値の希釈化が生じることを前提として当社株式の売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令および金融商品取引所の規則に従って適時適切な開示を行います。

(3) 大規模買付ルール適用の結果としての対抗措置の発動に伴って株主の皆様に必要となる手続

対抗措置のひとつである当社取締役会が当社株式にかかる新株予約権の無償割当ての決議を行った場合には、当社取締役会において基準日を定め、これを公告します。当該基準日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その有する当社普通株式（但し、当社の所有する当社普通株式を除く。）１株につき１個の割合で新株予約権が無償で割当てられますので、割当てを受けるためには、当該基準日における最終の株主名簿に記録される必要があります。

また、株主の皆様には、新株の取得のために所定の期間内に新株予約権を行使していただく（その際には一定の金銭の払込みを行っていただきます。）必要が生じる可能性があります。この場合には、当社は、その手続の詳細に関して適用ある法令および金融商品取引所の規則に従って適時適切な開示を行います。

6. 本対応方針の有効期間と廃止および変更等

本対応方針は、平成30年の当社第94回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件として継続するものとし、その継続後の有効期間は、当社第94回定時株主総会の終結の時より３年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

本対応方針は、その有効期間中であっても、株主総会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合または当社取締役会により本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合は、その時点で廃止されるものとします。

また、本対応方針の継続が承認された場合であっても、株主の皆様の共同の利益の保護の観点から、関係法令の整備や、金融商品取引所が定める上場制度の整備、その他日本国内の裁判例等の変更等を踏まえ随時見直しを行い、当社株主総会の承認を得て本対応方針の変更を行うことがあります。その場合には、その変更内容について、適時適切な開示を行います。

なお、本対応方針の概要図は別紙５のとおりです。

7.　本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本対応方針は、大規模買付行為を受け入れるか否かが最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきことを大原則としつつ、株主の皆様の共同の利益を守るために大規模買付者に大規模買付ルールを遵守することを求め、一定の場合には、必要に応じて株主の皆様にご承認いただくことのある対抗措置の発動を行おうとするものです。本対応方針は当社取締役会が対抗措置を発動する場合を詳細に開示しており、当社取締役会による対抗措置の発動は本対応方針の規定に従って行われます。当社取締役会は単独で本対応方針の発効・延長を行うことはできず、その発効および延長は株主の皆様のご承認を必要とします。また、大規模買付行為に関して当社取締役会が対抗措置をとる場合など、本対応方針に係る重要な判断に際しては、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会に諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされています。同委員会は当社の費用において必要に応じて外部専門家等の助言を得ることができます。当社取締役会は、同委員会の勧告を最大限尊重して当社取締役会が行った決定につき株主の皆様に対し責任を負うものであります。

このように、本対応方針には、当社取締役会による適正な運用を担保するための手続も盛り込まれています。以上から、本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものでないことは明らかであると考えております。

以　上

別紙１

対抗措置のひとつとして新株予約権の無償割当てを行う場合の概要

発行する新株予約権の概要

1.　新株予約権付与の対象となる株主およびその発行条件

当社取締役会で別途定める基準日における最終の株主名簿に記録された当社以外のすべての株主に対し、その所有する当社普通株式１株につき１個の割合で新株予約権を無償にて割当てる。

2.　新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的である株式の総数は、当社取締役会で別途定める基準日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権１個当たりの目的である株式の数は当社取締役会が別途定める数とする。但し、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3.　発行する新株予約権の総数

新株予約権の割当て総数は、当社取締役会が別途定める数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがある。

4.　新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式１株当たりの価額（払込みをなすべき額）は１円以上で当社取締役会が別途定める価額とする。

5.　新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

6.　新株予約権の行使条件

議決権割合が20％以上の特定株主グループに属する者に行使を認めないこと等を行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

7.　新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間、取得事由および取得条件その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。

別紙２

独立委員会の概要

1.　構成

独立委員会は、取締役会から委嘱を受けた社外取締役・社外監査役または社外有識者から構成されるものとし、その委員となるためには当社経営陣から独立した地位を有することを要する。独立委員会の委員は３名以上とし、取締役会の決議により選任するものとする。

2.　決議

独立委員会の決議は、独立委員会の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。但し、委員に事故あるとき、その他やむを得ない事情があるときは、委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。

3.　勧告

(1) 独立委員会は、以下の各号に掲げる事項について必ず取締役会から諮問を受けることとし、諮問を受ける際には、取締役会が保有する全ての関連情報の提出を求め、当該各事項を検討、審議のうえ決定し、その決定内容をその理由と共に取締役会に勧告するものとする。なお、独立委員会の各委員は、これらの決定にあたっては、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からのみ行うものとし、専ら自らまたは当社経営陣の利益を図ることを目的としてはならない。

①　大規模買付者に対して追加して大規模買付情報の提供を求めることの適否ならびに追加して提供を求める大規模買付情報の種類および範囲

②　大規模買付者らが提供を受けた本必要情報の評価についての勧告

③　大規模買付者による大規模買付ルールの遵守の有無

④　対抗措置を発動することの適否

⑤　対抗措置の内容

⑥　前各号に掲げるもののほか、取締役会が独立委員会の勧告を受けるべきであると判断した事項

(2) 取締役会は独立委員会の勧告を最大限尊重するものとする。

4. その他

(1) 独立委員会は当社の費用において、独立した第三者（財務アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ることができる。

(2) 独立委員会は、必要な情報を収集するため、大規模買付者、当社経営陣、当社の取引先従業員その他独立委員会が必要と認める者に説明を求めることができる。

別紙３

独立委員会委員の略歴

氏　　名　川脇　喜久雄（かわわき　きくお）
生年月日　昭和23年５月10日
略　　歴　昭和51年11月　中日監査法人入所
昭和57年３月　公認会計士登録
平成12年４月　中央青山監査法人　代表社員
平成19年７月　新日本監査法人（現 新日本有限責任監査法人）シニアパートナー
平成21年12月　同監査法人退職
平成22年１月　川脇喜久雄公認会計士事務所設立
平成22年６月　当社監査役（社外）
平成27年６月　萩原電気株式会社（現 萩原電気ホールディングス株式会社）取締役（社外）
平成28年６月　萩原電気株式会社（現 萩原電気ホールディングス株式会社）取締役（社外・監査等委員）（現任）

氏　　名　直江　孝久（なおえ　たかひさ）
生年月日　昭和11年６月24日
略　　歴　昭和34年３月　東京大学法学部卒業
昭和34年４月　関西電力㈱入社
昭和44年　司法研修所入所
昭和46年　弁護士登録（第一東京弁護士会）
マカイバー・カフマン・クリステンセン法律事務所入所
昭和50年　足立・ヘンダーソン・宮武・藤田法律事務所入所
昭和63年　直江浅井法律事務所設立
（平成14年直江法律事務所に名称変更）

氏　　名　豊田　政男（とよだ　まさお）
生年月日　昭和19年４月30日
略　　歴　昭和44年３月　大阪大学大学院工学研究科（溶接工学専攻）修士課程修了
昭和44年４月　大阪大学工学部助手(溶接工学科)
昭和48年７月　工学博士（大阪大学）
昭和49年11月　大阪大学工学部助教授（溶接工学科）
平成元年７月　大阪大学工学部教授（生産加工工学科）
平成９年４月　大阪大学大学院工学研究科教授（生産科学専攻）
平成16年４月　大阪大学大学院工学研究科長、大阪大学工学部長
平成18年３月　日本学術会議　連携会員
平成20年４月　大阪大学名誉教授（現任）
平成20年８月　独立行政法人　科学技術振興機構
科学技術振興調整費プログラム主管
平成21年６月　独立行政法人　科学技術振興機構
JSTイノベーションプラザ大阪館長
平成24年４月　独立行政法人　科学技術振興機構
科学技術システム改革事業プログラム主管
平成27年４月　国立研究開発法人　科学技術振興機構
科学技術プログラム推進部　プログラム主管
平成28年４月　国立研究開発法人　科学技術振興機構
領域アドバイザー
平成28年４月　国立研究開発法人　科学技術振興機構
産学連携アドバイザー（現任）
平成28年８月　国立大学法人　大阪大学　特任教授（現任）

上記委員の全員は、当社の業務執行を行う経営陣から独立しており、当社との間に取引関係および特別の利害関係はありません。

別紙４

大株主（上位10名）

平成30年３月31日現在の当社の大株主（上位10名）は以下のとおりです。

順位	株　　主　　名	持株数(株)	持株比率(%)
1	中部鋼鈑取引先持株会	2,655,600	9.45
2	三井物産スチール株式会社	2,544,000	9.06
3	日鉄住金物産株式会社	1,260,000	4.48
4	阪和興業株式会社	956,000	3.40
5	株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	800,000	2.84
5	岡谷鋼機株式会社	800,000	2.84
7	株式会社十六銀行	630,000	2.24
8	STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	547,015	1.94
9	伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社	545,000	1.94
10	富士機械製造株式会社	500,000	1.78
計		11,237,615	40.03

（注）1.　平成30年３月31日現在の発行済株式の総数28,072,596株（自己株式2,127,404株を除く）に対する持株比率は、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。

2.　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行は、平成30年４月１日付で、株式会社三菱ＵＦＪ銀行に商号変更しております。

3.　富士機械製造株式会社は、平成30年４月１日付で、株式会社ＦＵＪＩに商号変更しております。

別紙５

大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の概要図

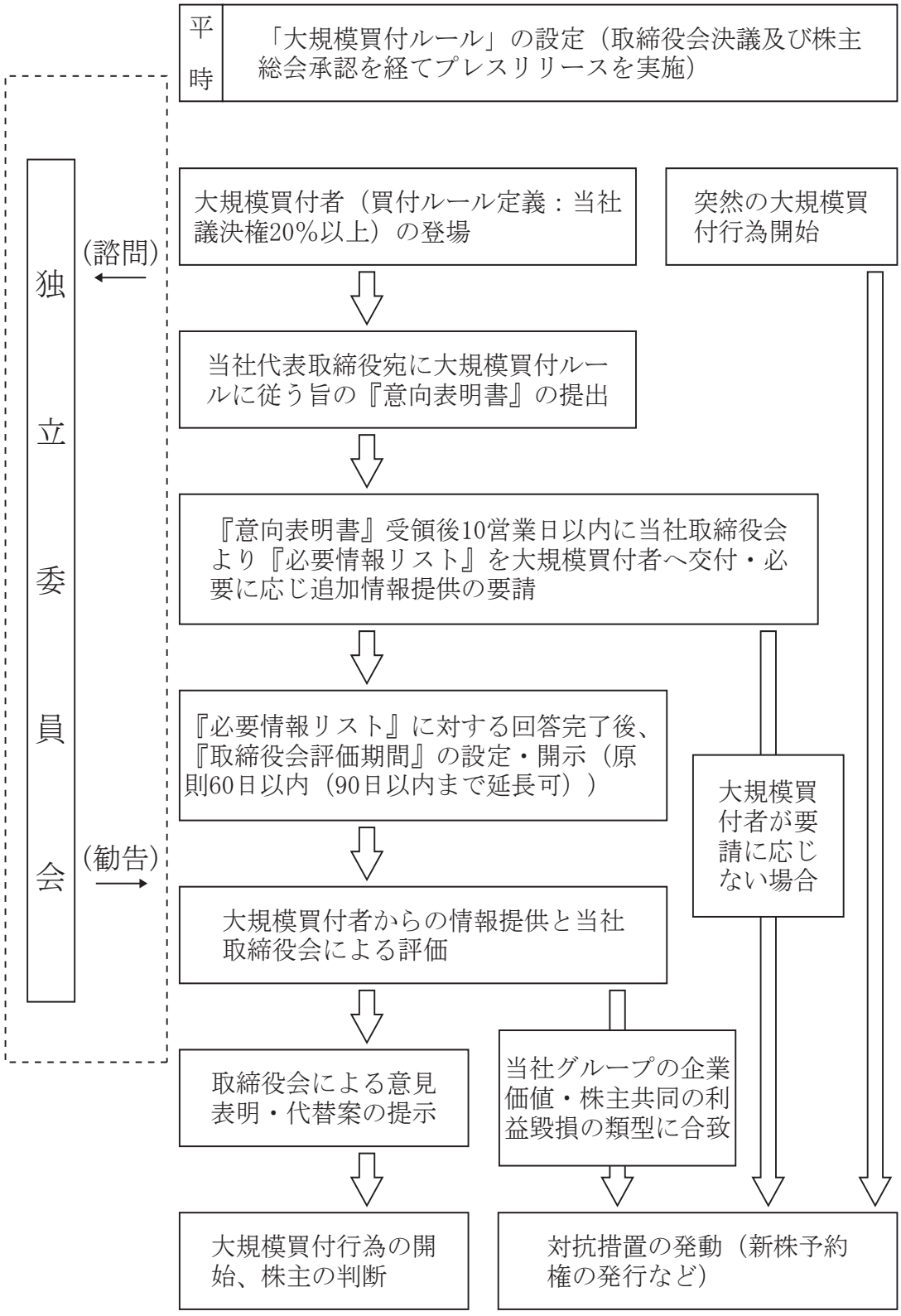

以　上

株主総会会場のご案内

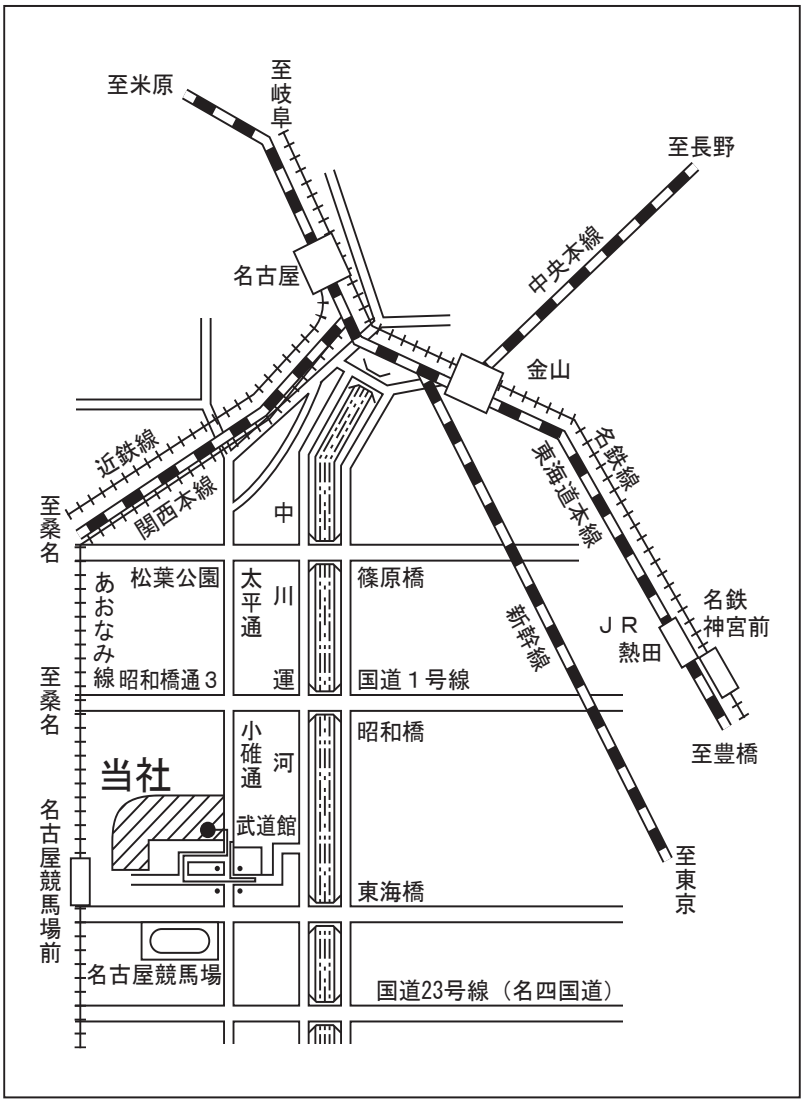

交 通 機 関

タ ク シ ー　名古屋駅から約20分
　　名鉄「神宮前」駅から約15分

バ　　ス　三重交通
　　名鉄バスセンターから約25分
　　「武道館前」下車徒歩約３分
　　名古屋市営
　　神宮東門から約20分
　　「中野新町」下車徒歩約７分

あおなみ線　名古屋駅から約13分
　　「名古屋競馬場前」駅下車徒歩約15分